



(一) 地区連合町会の機能について

地区連合町会は現在32区、327町会、地域は東西南北中部の五地域にわかれている。連合体としての機能は、単位町会のそれと基本的には同じと思う。ただ規模が大さくなる。地域住民の福祉をめぐし、親睦、環境整備、行政補助、集団能力、共同防犯、町内統合、の六つの機能が考えられる。連合体としてとりあげられる場合は、

- イ、連合体でなければ実施できないこと。
  - ロ、単位町会よりも連合体として実施した方が効果的であること。
- 上記の二点になると思う。

(二) どんな事業が行われたか。(アンケート回答より)

既設の連合体と本年度実施されたものと整理の上、全部ならべてみると

- (1) 親睦関係 (地区内町会長親睦交流、盆踊り大会、おがた参加、地区運動会、親善旅行)
- (2) 行政との関係 (市長と語る市民の集い、行政側との対話)
- (3) 教育関係 (通学路の問題、学区、学技新増築陳情)
- (4) 環境整備 (除排雪対策、道路側溝整備、公立病院誘致、町民会館、老人と子どもの家新築陳情)
- (5) 交通安全関係 (交通安全ベルト、バス路線延長、バス時刻変更、スクリーン設置、信号器設置)
- (6) 保健衛生関係 (清掃センター見学研修、資源回収運動、一斉清掃、受け運動)
- (7) 青少年関係 (地区対抗野球、卓球、ソフト、サッカークラブ、ドッチボール)
- (8) その他 (新生活運動、防犯運動、区けいん談会、敬老会)

(三) 地区社会協会の実績。(町会長へのアンケート回答より)

- 主たる活動 (共同募金、敬老会、敬老会、敬老会)
  - その他活動 (地区運動会、交通安全運動、施設見学、老人対策、児童対策、地域環境の整備)
- 現在、地区社会協会は29地区、会長29名中、町会長兼任15名、町会長以外14名  
上記活動は、昨年12月のアンケートの結果でみたものである。地区連合町会連合体の事業と地区社会協会の事業との重複がみられ、両団体の目標からみれば、けじめをつけ割り切ることが困難ではなからうか。

(四) 社会福祉事業の趣旨

社会福祉事業は救済、育成又は更生の措置を要する者に對し、その独立心と自尊心を養ふことなる。正常な社会人として生活することを得よう援助する趣旨で経営されなければならぬ。(社会福祉事業法第三条)

(五) 社会福祉事業とは、

第一種社会福祉事業とは二種社会福祉事業とする。第一種は「生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、才二種社会福祉事業は保育所、隣保館、相談事業、その他 {生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、才二種社会福祉事業は保育所、隣保館、相談事業、その他} 身体障害者福祉法、精神障害者福祉法、売春防止法、法令で上記のように明らかにして、別に社会通念上の福祉事業が加わらぬ範囲は更に広くする。町内会は、法的に認められた存在でなく、法的に規定された事業でない。地域住民の福祉を願う団体である。町内会は、公共的団体であり、性格上、他団体に協力するが勿論、下請団体でもなく、住民組織の基盤と必ず重要な団体である。

(六) まとめ

法規制のない事業、とつ町内会と法令で定めた事業や通念上の社会福祉事業、とつ団体とは、福祉の面で事業上、割り切れないのは、具体例の示す通り当然のようである。現状では、次の三つの形式がみられる。  
① 地区連合町会で実施するもの ② 地区社会協会で実施するものの、 ③ どちらで実施してもよいもの  
但、③については、それぞれの事情、組織、能力によって定められるものと思う。  
一応の印 = 地区連合町会、印 = 地区社会協、印なしの = 地区団体の事情により異なる。  
上記については、いろいろ異論あることと思うが、事務局試案として受けとめて、いたしたいと思います。